

第10回香南市農業委員会議事録（令和3年10月）

1. 開催日時 令和3年11月4日（木） 午後1時31分から午後2時37分
2. 開催場所 香我美市民館 1階大ホール
3. 出席委員（34人）
農業委員（19人）
1番安岡洋光（会長職務代理）、2番加藤 明、3番藤村和明、4番石丸典男、5番松村一恵、6番溝渕洋介、7番矢野由美子、8番横田榮介、9番野島利英、10番井澤 傳、11番門脇芳充、12番百田順一、13番岡村 彰、14番近森一夫、15番柳本 章、16番三浦輝之、17番西村政吉、18番久武恵一、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（15人）
1番乾 祐司、2番水田恭二、3番恒石 謙、4番小松正文、6番高倉 享、8番松山 好、9番宮崎誠二、10番小松達夫、11番村上信一郎、12番野嶋由慎、13番黒岩健志、14番岩川 覚、15番山本 智、18番河崎勝實、19番久武光顯
4. 欠席委員
（推進委員）5番杉村敬介、7番小松英介、16番柳本佳洋、17番末久直樹
5. 議事日程
 - (1) 開 会（会長）
 - (2) 議事録署名委員の指名 11番門脇芳充 12番百田順一
 - (3) 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他の件 ①農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について
6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦
農業委員会事務局主任 宇田 道太郎
7. 会議の概要

議長

ただ今から第10回香南市農業委員会を開催致します。

朝夕はめっきり冷え込むようになり、秋も一段と深まってきました。今年の米価の大幅な下落は少々こたえましたが、実りの秋です。これからの豊作に期待して農作業を頑張っていきましょう。

本日はお忙しい中、ご出席ご苦労様です。

最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 13時31分)

事務局

本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席の連絡があったのは5番、7番、16番、17番推進委員です。

議長

次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。11番門脇委員、12番百田委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願います。

なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号36番の説明を致します。

申請地は野市町新宮字ゴマ谷ノスソ429番1外4筆、地目は田、面積は1,084㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば1番農業委員さんお願います。

1番

4筆ですが、実際は2筆になっています。譲渡人が非農家で、譲渡をしたい意向がありましたが、相続ができていなかったのですが、それができたので今回の申請になっています。別に問題はないと思います。

事務局

続きまして、受付番号37番の説明を致します。

申請地は野市町うしろ台字豊作田24番外1筆、地目は田、面積4,822㎡です。

譲受人は議案書記載の方で、申請理由は競売です。譲受人からは競売の結果申請地の買受人に決定した書類、高知地方裁判所が発行している書類が提出されております。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば1番農業委員さんお願います。

1 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 38 番の説明を致します。
申請地は野市町本村字貝添 976 番 2、地目は畑、面積 37 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 番農業委員さんお願いします。

1 番 この土地につきましては、譲受人の隣の土地で、面積も少なく帯状の土地で譲受人以外には使えないような土地でありますので、別に問題はありません。

事務局 続きまして、受付番号 39 番の説明を致します。
申請地は夜須町西山字俵ケ内 1359 番、地目は田、面積 1,983 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 7 番農業委員さんお願いします。

7 番 譲受人は住所が土佐市になっておりますが、記載のとおり住まいを購入して兼業農家ですが農業をやるということです。この土地は草が茂っていて周りに影響がありましたが、それが解消されるので良いと思います。特に問題はないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 40 番の説明を致します。
申請地は吉川町吉原字テロウシロ 2023 番 1、地目は田、面積 1,045 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 17 番農業委員さんお願いします。

17 番 事務局の説明どおりで、親類関係であり、譲受人が何十年も前から作っておりますので、問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、採決に入ります。農地法第 3 条 5 件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手という事で、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号47番の説明を致します。

申請地は、夜須町坪井字ワクカ内1449番1外4筆、地目は全て畑、合計面積は登記面積910㎡、実測面積1,439.99㎡のうち995.71㎡です。

位置図及び配置図は1ページから5ページ、現況写真は1ページと2ページをご覧ください。

申請地は高知東部自動車道の夜須インターの北西約350メートルに位置し、譲受人が小規模多機能型居宅介護施設を設置するものです。申請地番は複数筆ありますが、転用箇所としましては、位置図及び配置図2ページの分筆予定図と現況写真1ページの上段の航空写真でお示ししたとおりです。

周囲の状況は、東は申請地の残地、およびさらに東は同意のある畑、南は申請地の残地、およびさらに南は宅地および同意のある畑、北は香南市道を挟み高規格道路用地、西は香南市道を挟み転用許可済みの香南市の事業地です。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成・整地計画につきましては、位置図及び配置図4ページと5ページのように切土・盛土を行い、一部擁壁を施工し、位置図及び配置図3ページの土地利用計画図で、表層については屋外活動スペースは土のまま、物干し場はコンクリート、その他はアスファルト舗装で整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は西側市道に埋設された下水道管に接続して処理し、雨水は集水のうえ、西側市道側溝へ排水します。

西側市道への排水管設置については香南市建設課より許可済み、下水道管接続については香南市上下水道課と事前協議済みです。なお、進入路である北側市道への新たな工事等は発生しない計画です。

補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番

現在、必要な高齢者が居れる施設がなくて大変良いことだと思います。別に問題はないと思います。

事務局

続きまして、受付番号48番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字上大谷2539番1、地目は畑、面積は453㎡です。

位置図及び配置図は6ページから9ページ、現況写真は3ページと4ページをご覧ください。

申請地は市営バス停西光通の北約370メートルに位置し、譲受人が息子の自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は赤線を挟み譲渡人所有の畑、南は赤線を挟み宅地および原野、北は宅地、西は香南市道を挟み同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

土地利用計画図は位置図及び配置図は7ページのとおり、造成・整地計画につきましては、位置図及び配置図は9ページのとおり、90センチの切土を行い、平らになるように整地する計画です。

排水につきましては、位置図及び配置図は8ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地内北側にある既設水路へ排水し、雨水は自然浸透および溢れる分は生活雑排水と同様に申請地内北側の既設側溝へ排水します。排水は地元の同意を得ております。

なお、受付番号48番と、次の受付番号49番は同じ地区の案件ですので、続いてご説明します。

申請地は、香我美町上分字上の場995番1および995番2の一部、地目は畑、面積は合計で372.17㎡です。

位置図及び配置図は10ページから13ページ、現況写真は5ページと6ページをご覧ください。

申請地は山南防災コミュニティーセンターの東約400m、たちばな団地の南西約300mに位置し、借人が自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は同意のある畑および香南市道を挟み同意のある田、西は宅地、南は香南市道を挟み宅地、北は申請地の残地および宅地、です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

土地利用計画図は位置図及び配置図12ページのとおり、造成・整地計画につきましては、10センチの盛土を行い、通路部分・駐車スペースはコンクリート仕上げ、それ以外は碎石敷きで整地する計画です。

排水につきましては、位置図及び配置図13ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側市道側溝に排水し、雨水も同様に南側市道側溝へ排水します。

排水は地元の同意を得ており、南側市道側溝への排水管接続については香南市建設課と事前協議済みです。

補足説明があれば、先ほどの受付番号48番と受付番号49番を合わせて、13番農業委員さんお願いします。

13番 48番ですが、息子さんの家を建てるという事で、1種農地という事ですが住宅も隣接していて、別に問題ないと思います。

49番につきましても、住宅に挟まれたところで、同意もありますので、別に問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 ないようでしたら裁決にはいります。5条3件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 非農地証明願につきまして説明を致します。議案書は7ページをご覧ください。それでは、受付番号34番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字中内 1 1 7 5 番 1 外 2 筆、地目は畑、面積は合計で 4 7 1 m²です。

位置図は 1 4 ページ、現況写真は 7 ページと 8 ページをご覧ください。

申請地 3 筆のうち、1 1 7 5 番 1 は平成 5 年頃から居宅用の駐車場として、1 1 7 6 番は平成元年頃から居宅用の車庫および倉庫として使用して現在に至ります。また、1 1 7 7 番 1 は昭和 4 0 年頃から風呂および便所等の居宅として使用していましたが、老朽化に伴い現在は建物を取り壊しております。

なお、受付番号 3 4 番と、次の受付番号 3 5 番は同じ地区の案件ですので、続いてご説明します。

それでは、受付番号 3 5 番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字北ノ内 2 6 9 9 番 2、地目は田畑、面積は 9 0 m²です。

位置図は 1 5 ページ、現況写真は 9 ページをご覧ください。

申請地は昭和 3 5 年月日不詳より建物敷地として利用しはじめて宅地化し、現在に至ります。

補足説明があれば 1 3 番農業委員さんお願いします。

1 3 番 3 4 番ですが、事務局の説明のように、転用せずに駐車場、車庫、便所等で宅地になっておりましたが、新たに新築を計画した際に調べたところ、転用されずに使用されていたことがわかり、今回申請したという事で、別に問題ないと思います。

3 5 番につきましても、現在住んでいる土地の一部に宅地化した土地があり、どこが農地であったかもわからない状態になっておりますので、別に問題はないと思います。

事務局 続きまして受付番号 3 6 番の説明を致します。

申請地は、香我美町岸本字ラノ丸 6 2 5 番 2、地目は畑、面積は 1 7 9 m²です。位置図は 1 6 ページ、現況写真は 1 0 ページをご覧ください。

申請地は、昔、申請者の父親が養鶏を営み、一部に鶏小屋が建てられており、その他は野菜を栽培しておりましたが、昭和 6 0 年頃から不耕作となり鶏小屋も取り壊して自然と雑草木が生い茂り、平成 6 年頃には一部雑木林となって現在に至ります。

補足説明があれば 1 1 番農業委員さんお願いします。

1 1 番 現況写真のとおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明 3 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第4号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について10番の説明いたします。農地付き空き家バンクの地番指定の案件です。議案書 8ページ、9ページと現況写真11ページから12ページをご覧ください。

申請地は野市町中ノ村字カヤハラ528番1。地目は田で面積は182㎡です。所有者は県外に在住しており、空き家バンクには登録し、宅地に隣接している農地も一緒に売買したいということでの申請です。

現地は一部には以前から植わっている果樹等の木がありますが、草刈り等で保全管理はされているだけで、遊休農地状態です。今後も耕作する見込みのない土地であります。

補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。

2番 家に隣接している農地で、周辺の水路も作られております。隣接地も草が茂ってございましたけど、農地パトロールで指導して、現在はきれいに刈ってあります。ここについては、問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について1件、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号25番の説明を致します。

申請地は香我美町岸本字イノ丸1288番、地目は田、面積3,622㎡です。賃貸人、借借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きまして、受付番号26番の説明を致します。

申請地は夜須町西山字シダガモト字553番1、地目は田、面積1,111㎡です。賃貸人、借借人は議案書記載の方です。解約理由は借借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きまして、受付番号27番の説明を致します。

申請地は野市町土居字船橋132番外3筆、地目は田、面積8,646㎡です。賃貸人、借借人は議案書記載の方です。解約理由は借借人の都合による解約です。

新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号28番の説明を致します。

申請地は野市町土居字船橋130番、地目は田、面積2,141㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号29番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字福光58番外5筆、地目は田、面積6,279㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号30番の説明を致します。

申請地は野市町父養寺字中本田676番、地目は田、面積3,042㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。高知県農業公社による売買事業を行うために解約するものです。

続きまして、受付番号31番の説明を致します。

申請地は香我美町下分字西原600番、地目は田、面積647㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きまして、受付番号32番の説明を致します。

申請地は野市町うしろ台字豊作田30番外1筆、地目は田、面積4,755㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きまして、受付番号33番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字若紫553番、地目は田、面積2,970㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

続きまして、受付番号34番の説明を致します。

申請地は香我美町岸本字イノ丸1359番外5筆、地目は田、面積6,885㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

18番 27, 28, 29番ですが、同じ方で面積が1.7haありますが、現在どんな状態ですか。

事務局 解約の理由が、農機具の更新することが出来ないということです。事務局の方では誰かが耕作するという話は聞いていないですけど、情報が入っておればお聞き

したいですけど。

1 2 番 農機具が壊れて、新たに設備投資ができないということで解約されたのですが、土居の土地に関しては、現在、耕作条件改善事業の計画を進めており、その中で中間管理機構を通じての貸借が可能なら、その方向で対応したいと考えています。他の土地についてはわかりません。

事務局 他について地区の委員さんご存じないでしょうか。

1 4 番 6 筆ありますが、この辺りで水稻を作る人も中々いないのではないかと思います。

事務局 この件については、これからも相談等あると思いますので、その時にはご協力をお願いします。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようですので、お諮りいたします。
農地法第 1 8 条による合意解約について 1 0 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定 1 2 件、中間管理事業による所有権の移転 4 件、利用権の設定 1 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 2 件ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、事務局より説明願います。

事務局 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ですが、皆様に事前に郵送させていただきましたが、農林水産課が策定しているもので、今回一部改正があったということで、農業委員会の意見を聞くものです。

主な内容につきまして、ほとんどの部分が名称の変更、項目の分割、表現の変更、項目の削除であります。追加としましてはP4の(13)の新規就農者の確保・育成が追加の項目となっております。

P13、利用権設定等促進事業の部分がP34の別紙1に集約、P21農地中間管理事業の実施促進の部分がP47の別紙2に集約されています。それと、P28の農地利用集積円滑化事業に関する事項が、この事業の廃止により削除となっております。以上が主な改正点です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

議長 異議なしという事で、報告します。

議長 以上、本日予定していましたすべての案件につきまして、審議は終了しましたが、ここで先月開催しました第1回執行委員会で協議したことを報告させていただきます。

①農地への違反転用墓地回避については、施工業者に周知を図るようにはどうか。

②上岡、下井、吉川地区の下流域への水量改善については、調査が必要との意見が出ましたが農地委員会において検討していただき、市長への意見書を提出することを進めていくようにすることはどうか。

③農業委員会業務デジタル化についての件は、香南市としても今後取り組んでいくように考えていかななくてはいけないのではないかと。という意見がでました。

④新委員への研修会についての件ですが、推進委員会を開催して、そこで検討してはどうか、という事になりました。以上です。

これは、報告案件ですので審議はいたしません、この報告について発言のある方はお願いします。

議長 何かございませんか。

6番 推進委員 議長からもありましたが、推進委員で話合いをしたいので、来月の総会の後で今年就任された方もいますので、聞きたい事わからない事、なんでもかまいませんのでだしてもらえればと思います。他の委員も意見とかあれば出してもらって、そういう場を設けたいと思っております。

議長 推進委員長から発言がありました。コロナ禍で現地案件のバス移動も全員で行えない状況になったり、新委員、推進委員の研修の機会も少なくなっています。委員の皆様には積極的な活動をお願いしたいと思っておりますので、今後の事も前向きに検討していきたいと思っております。

推進委員長は会を招集して意見を聞いてください。来月の会の後でお願いします。

他に何かございませんか。

1番 議案書ですが1週間前位に発送はできないですか。

- 事務局 1週間前は厳しいと思います。3日前が厳しいというのであれば、できるだけ早く送れるようには努めたいと思います。
- 1番 来月の農振の除外案件を現地に行かないなら、除外案件だけでも早く送ってもらったらと。
- 事務局 農林課とも協議してみます。努力してみます。
- 議長 他にございませんか。
- 18番 最近では現地案件に行けていません。推進委員の発言も少なくなっています。推進委員も地区を把握するという意味で、地区を分けて地区の状況を報告してもらって、発言の機会を設けてはどうかと思いますが。
- 13番 農業委員会の中の議案について討議をしている、議案に出たことに対して農業委員だけでなく推進委員にも意見を聞くようにすれば良いのでは。
- 19番 推進委員 いろんな部署への意見になるので、ここで出していいのかという判断に困る場合がございます。
- 18番 地域としてどんな問題を抱えているか等を報告してもらってはと。
- 2番 各委員会があり、以前、農地委員会で会をしたとき、全員の意見をもらって現状を話してもらった。みなさん各委員会へ所属していますので、そこで会合をして意見を出し合って、その中で全体に出さないといけないような事例があったら、委員長に会で言ってもらおうという形で進めていった方が、皆さんの意見を吸収できるのではないかと思いますけど。
- 議長 他にございますか。
- 17番 推進委員も農業委員も同じように地域を回って相談しながらやっていると思う。ただ推進委員は議決権がないですが、会に出席して農業委員が欠席の場合は意見を聞いているので、今のままでいいと思います。
- 4番 推進委員長から会を行うということですので、そこでいろんな意見が出たら、発表していただいたらいいし、17番委員が言ったように現地確認も農業委員と一緒にしているので、ある程度研修はできると思うので、別に問題ないと思います。
- 議長 2番委員からも発言がありました、各委員会がございますので、そこで会もしていただいて方向性を決めていくというやり方もあろうかと思いますが。推進委員の方も会を開くよう委員長にもお願いをしています。今日の発言を踏まえて各委員会をお願いします。
他にございませんか。

議長

ないようでしたら、以上で第10回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、12月2日（木）午前9時から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 14時37分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長